

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生法](#) | [「安全衛生管理組織」の基準](#) | [6 労働者の意見反映制度](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)

安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 6 労働者の意見反映制度

安全衛生活動は、当事者である労働者が参画しなければ成果は期待できません。したがって、労働者の意見を組織的に活かし、安全衛生活動の実効を上げていくために、安衛法は「安全委員会」及び「衛生委員会」の設置を義務付けています。労働者の意見・提言を聞き、安全衛生管理活動を推進する制度です。委員会の構成は委員長を除き、委員の半数は、労働組合又は労働者を代表する者の推薦によるとしています。（決定は労使の意見の合意（合致）を前提とする）

安全委員会について

設置事業場（法第17条、令第8条）

安全委員会設置「業種」	常時使用「労働者の数」
林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業。	50人
（上記に掲げる業種を除く） 令第2条1号・2号の業種（林業、鉱業、建設業及び清掃業）。製造業（物の加工を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ業、自動車整備業及び機械修理業。	100人

安全委員会での調査審議事項（法第17条）

- 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 上記記載の他に、労働者の危険の防止に関する重要事項。（則第21条に具体的に規定）
 - 安全に関する規程の作成に関すること。
 - 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
 - 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
 - 安全教育の実施計画の作成に関すること。
 - 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

法第28条の2は、事業者の行うべき調査等です。

安全委員会の運営について（則第23条）

- 委員会は毎月1回以上開催すること。
- 委員会の運営について必要事項は、本委員会で決めること（招集、議事、専門委員会の決定）。
- 重要事項審議「議事録」の保管（3年間）。

尚、法第19条で、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、「安全衛生委員会」を設置すればよいと規定し、その場合は、両委員会の審議・調査内容が付議事項となります。運営については、「安全」「衛生」の委員会に準拠します。

[▶ キーワード検索はこちら](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.